

平成24年（2012年）9月14日

監査事務局長

平成24年7月19日に受け付けた住民監査請求につき、監査の結果、本日の監査委員会議において、次のとおり一部却下・一部棄却することと決定されました。

1 住民監査請求のテーマ

姫路市自治基本条例検討懇話会の開催経費の支払について

2 請求人

姫路市 ○ ○ ○ ○

3 請求の要旨

同懇話会は法律又は条例の定めによらず設置されたものであり、同懇話会に出席した委員に対する謝礼の支払は給与条例主義に反するものであるため、姫路市は姫路市長石見利勝に対し、次の各措置をとるよう求める。

- ① 同懇話会の開催経費（謝礼、旅費等 907,758 円）を姫路市に返還すること。
- ② 同懇話会を解散すること。

4 判断

- (1) 同懇話会が地方自治法所定の「附属機関」に該当するかどうかについて

岡山市の「自治組織に関する検討委員会」に関する広島高等裁判所岡山支部判決（平成21年6月）において、「附属機関」とは行政執行の前提として調査等を行うことを職務とする合議制の機関であると判示されている。

しかしながら、本市の同懇話会については、要綱においても実際の会議運営においても、合議制の機関といえるような実態（機関としての意思を統一、決定する等）は見当たらないなど、少なくとも監査時点においては、地方自治法所定の「附属機関」に該当すると断定するに足りる証拠はない。

- (2) 同懇話会の開催経費の支出について

「附属機関」とはいえない以上、同懇話会の委員は給与条例主義の対象ではなく、経費の支出自体に違法性は認められない。支出額等も不当なものではない。

5 結論

同懇話会の開催経費の支出が違法、不当なものではないため、請求のうち①については棄却する。一方、②については財務会計上の行為等に関する請求ではなく、住民監査請求の要件を満たさないため却下する。

6 意見

同懇話会に係る一部の文書に「附属機関」で用いられるような文言もみられた。私的懇談会の活用に当たっては、あらかじめその果たすべき役割を明確に位置付け、運営においても「附属機関」との相違点が曖昧にならないよう慎重に配慮する必要がある。